

様式第5号（第6条関係）

橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成30年度 第21回委員会 平成30年8月20日（月） 於：橿原市役所 分庁舎4階 会議室D	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 生活安全部長、生活安全部副部長 契約検査課長、検査技監、 契約検査課課長補佐4名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	平成29年10月1日～平成30年3月31日	
抽出案件	総件数 10件	（備考）期間内入札等件数 総件数 159件 事後審査型条件付き一般競争入札 60件 指名競争入札 39件 総合評価落札方式 0件 プロポーザル方式 5件 随意契約 32件 条件付き一般競争入札 23件 設計施工方式 0件
事後審査型条件付き 一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
総合評価落札方式	0件	
プロポーザル方式	1件	
随意契約	3件	
条件付き 一般競争入札	2件	
設計施工方式	0件	
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
総合評価方式での発注案件がないが、発注方式そのものは有効なのか？	実施要綱にて土木一式工事で1億円超、建築一式工事で3億円超が対象となっており、今回の当委員会での報告案件には無かった。 なお、平成30年度の第3四半期に発注見通しがある。
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔畝傍南小学校空調機改修工事〕について	
大多数が最低制限価格未満で落札外となり最高値を入札した者が落札している現状に合理的な理由があるのか？	工事の品質確保から最低制限を設定しており、最低制限価格はくじ率により変動するため、結果的にその価格未満では落札できない。
入札率90%の者と比較し、86%の者が品質確保できないとは考えにくい。有利な価格を入札した者を一律に排除することに対する説明を求めたい。	その価格未満を無条件で排除しない方法として低入札価格調査制度があるが、その調査には膨大な事務量を要するため、現在は最低制限価格制度を採用している。
最低制限価格の設定方法と対象案件を確認したい。また、入札辞退や落札外の業者に対してはペナルティなどはあるのか？	設定方法は、事前公表している最低制限基準金額にランダム係数94.00%～97.99%を乗じて算出する。 対象については、入札に附する工事及び設計コンサルタントの発注案件である。 入札辞退の判断は自由であり、落札外はくじ率の結果に過ぎないため、双方とも特にペナルティはない。
くじ率による偶然性もあるが、殆どが最低制限未満になり結果的に最高値の者が落札する事象について、最低制限価格について検討すべきではないか。 くじ率について、絶対的なものではなく過去の入札経過から設定されたもので、最新の入札動向を踏まえ検討しなければならない。 また、設計金額と最低制限基準金額の事前公表の在り方についても、他自治体と照らし合わせて考える必要がある。	
抽出事案2〔市道路改良に伴う道路概略設計業務委託（十市町）〕について	
対象業者が10者以上であったとしても参加業者が1者というのは競争性が確保されているとの判断に疑問が残る。	1者の場合に入札を中止する旨の明示は無いため入札を執行している。また、一般競争入札において参加する利益を放棄したとみなし、公告段階で既に競争に敗れているとの解釈でもある。
結果的に高い落札率でもあり、業者育成の観点もあるが1者のみの参加の場合は地域条件を拡大するなど、何か方策を検討してもらいたい。	
抽出事案3〔市単独農道舗装工事〕について	
入札方法として指名競争入札となっているが、全ての市内・準市内業者を選定しているならば、実質上は一般競争入札である。地区条件を設定し一般競争入札として発注すべきではないか。	平成29年中に発注規程の見直しを行い、舗装工事についても平成30年度からは一般競争入札へ移行した。

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案4〔各幼稚園小便器フラッシュバルブ取付修繕業務〕について	
落札率が非常に低く2番札3番札も近似値であるが、そもそも積算金額についての是非についてどう考えているのか。	本案件は工事でなく役務発注であり、工事積算できず業者からの見積積算となったため設計金額と落札金額と差が大きくなったと考えられる。 なお、役務発注の設計金額は公表していない。
抽出事案5〔医大新キャンパス周辺地区まちづくり組織設立支援等業務委託〕について	
この案件も参加業者数が2者であるが、その少ない原因は何か。	本案件は企画提案型による発注であり、参加業者にとって提案書の作成やプレゼンの対応などに膨大な人件コストがかかる。また見積限度額からも、プロポーザル方式は参加者は少数の傾向にある。
金銭的競争のみでなく知的競争性のあるプロポーザル方式が徐々に増えていくことは好ましい。 また総合評価方式について、発注者及び受注者ともに事務的負担が増大、工期的な制約が多くなる等の課題はあるが、工事成績の有効活用もできるので可能な限り導入する方向の意識改革を進めていくべきである。	
抽出事案6〔畝傍中学校南校舎屋上防水改修工事〕について	
緊急による5号の随意契約は、入札率が100%となっているが価格交渉などはできなかったのか。	災害復帰工事で施工範囲が特定できず、実際に業者による現場見積りとなり積算できない。その後、価格折衝し合意に達した金額にて再度見積書を徴収し契約するため、設計金額と見積金額が同一となり入札率が100%となる。
抽出事案7〔雲梯町・古川町線高架橋及び道路予備設計業務委託〕について	
特命随契は入札率が100%になるとの説明であったが、この案件は違うがなぜか。	業務内容から設計積算可能である場合は、予定価格を設定した上で、選定業者は1者であるが見積を徴収し予定価格を下回った金額にて契約となるためである。
抽出事案8〔第61回樫原市敬老会に係る招待者の送迎業務〕について	
この業者でないと本業務は履行できないのか。	業務の性質上、別業者になると運行ルートや参集場所の変更により、業務に著しい混乱をきたし参加者の安全確保も困難になる恐れがあるため、当該業者のみが遂行可能と判断している。
抽出事案9〔かしはら万葉ホール和式トイレ更新業務委託〕について	
なぜ工事ではなく役務発注としたのか。	工事発注と役務発注の違いについて、現在は明確な取決めは無いが、建設業許可の関係から予定価格500万円以上は工事とすべきとしている。 本案件は設計積算は可能であったが、建築工事用の完成図面が作成できなかったため役務修繕とした。なお、入札は工事に準じて設計金額及び最低制限金の設定と公表は行っている。
抽出事案10〔新分庁舎サーバ室サーバラック購入〕について	
これも落札率が非常に低い積算について確認したい。	本入札は2度目の入札であり、1回目は地区指定を市内業者として入札執行したが不調になったため、再度積算を見直し地区指定せず公告した結果、メーカーの参加により低落札率となった。

委員からの意見・質問	市の回答
<建設工事種別の発注統計について>	
特になし	
<工事成績について>	
<p>工事成績の評価区分の範囲を改定するのはいつからか。</p>	<p>工事成績による主観点の評価基準の改正については、要綱改正を行い平成30年度から運用開始済みである。</p> <p>具体的な改正内容として、改正前は平均工事点数75点以上90点未満が+20点のところを平均工事点数80点以上90点未満が+20点、75点以上80点未満が+10点と改正した。</p> <p>結果、改正前では+20点が123件であったところ、改正後には+20点が50件、+10点が73件の分布となった。</p>
<入札参加資格停止措置の運用状況について>	
特になし	
<その他事項について>	
<p>工事の取り分け方式について、業者間での受注機会の均等を図るには分割発注するか、指名競争入札で配慮するほかない。</p> <p>入札条件として既受注者を排除して入札するのは行政としては困難と思われる。</p> <p>複数工事を受注した業者が品質低下を招いている等の弊害が発生しているならば一考すべきであるが、取り分けにより業者が減るのは競争性が無くなるため合理性がない。</p> <p>業者育成の面と経済性との合理性が必要であり、導入する必要があるならば小規模工事のみ試行的にしてはどうか。</p>	
<次回の開催について>	
<p>次回の当委員会は、平成31年2月に開催予定。</p>	